

第2回岩手県自動車小売業最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和6年10月25日 午前8時34分～午前10時35分

○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 関係労使参考人からの意見聴取について 2 金額審議 3 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨			
1 関係労使参考人からの意見聴取について 関係労働者参考人及び関係使用者参考人から提出された「参考人意見書」について、事務局から読み上げられた。			
2 金額審議 【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】 地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の差額が地域別最低賃金に対するプラスアルファと考えると、ここ10年の地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の差額をその時の地域別最低賃金で割ることで、特定(産業別)最低賃金の優位率を計算すると、平成26年には12.83%あった優位率が、令和5年には5.82%まで下がっている。この優位率こそが生活の余裕分、もしくは自動車産業の魅力と考えると、これを是正することこそが産業全体の人口減少の歯止め、人材確保につながると考えている。 地域別最低賃金の952円に平成26年の優位率を含めた112.83%を乗じて得た額の1,075円を提示したいが、労使協定を結んでいる事業所の中で最も時給が低いところが1,058円であるため、1,058円、113円の引上げを提示。 【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】 自動車小売業界の現状について、新車販売はコロナ禍と半導体不足が収束して、新車の長納期の状況が徐々に解消されるものと期待されたが、新たに新車開発時の認証不正問題が主要メーカーで次々と発覚して、生産停止になった車種が多数発生し、今後も新車供給が正常化するまで、最短でも数年はかかる見通しである。また、円安や値上げラッシュによる物価の高騰が、人件費を含めた経費負担増として販売会社の経営に大きくのしかかっている状況である。 令和6年賃金改定状況調査結果第4表①「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」、卸小売業の男女計のCランクの2.2%を採用し、これを945円に乗じて20.79円、端数を切り捨てて20円、20円引上げの965円を提示。			
【審議経過】 労使の主張に対する審議が進められ、労使双方から2回目の金額提示が行われたが、双方の提示額に開きがあり、次回専門部会に向けてそれぞれ検討することとなった。			
3 その他 特になし。			
○ 次回開催日 会議名 令和6年度第3回岩手県自動車小売業最低賃金専門部会 日時 11月19日 午後1時00分 場所 盛岡第2合同庁舎5階会議室			